

令和2年
第2回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 3 号

中国政府による国家安全法の立法に際し、
香港市民の人権への配慮を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

提出者	多摩市議会議員	遠藤 ちひろ
賛成者	同	安斉 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

中国政府による国家安全法の立法に際し、香港市民の人権への配慮を求める意見書

中国の国会に当たる第13期全国人民代表大会（全人代）は5月28日、反体制活動を厳しく取り締まる「国家安全法」を香港に導入する方針を採択し、閉幕した。

既に成立している中国本土の「国家安全法」は政権転覆や機密情報漏洩の防止・インターネット規制まで広い分野をカバーする法律であり、全人代は同様の法律を香港にも制定するものと見られる。

2019年6月から続く一連の逃亡犯条例への反対運動で、中国政府は危機感を募らせてきた。香港立法会の頭越しに国家安全法を施行することで、香港の抗議活動への締めつけがさらに厳しくなるのは確実とみられる上に、同法では裁判所に対しても国の安全を危うくする活動を効果的に防止しなければならないと規定しているため、香港司法の独立も危ぶまれる。もはや一国二制度は風前の灯と言えよう。

また、中国の動きに対して、アメリカ政府は、香港に対する関税やビザなどの優遇を見直す可能性を示している。我が国においても経済・貿易・観光など、多大な影響が懸念される。

香港の開放的なビジネス環境を維持するため、中国政府及び香港特別行政区政府に対し他国とも連携し必要な働きかけを行うことが必要である。

日本政府も菅官房長官が「国際社会や香港市民が強く懸念する中で議決がなされたことを深く憂慮している」と強い懸念を表明。米英豪カナダの4カ国は、香港の高度な自治を保障した英中共同宣言を守るよう共同声明を提出した。

以上の状況を踏まえて、多摩市議会は中国政府に対して香港の市民の意思を尊重するよう求めるとともに、日本政府に対しては国家安全法の見直しを中国政府に求めるとともに、一定の基準を設けた上で人道的観点から、香港市民の我が国への受け入れを発表して頂けるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿

議員提出議案第4号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、
地方に対する財政支援の一層の充実を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日

提出者	多摩市議会議員	いいじま文彦
賛成者	同	安斉 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、
地方に対する財政支援の一層の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症について、市民や事業者の皆様による徹底した外出や営業の自粛、第一線の医療・福祉等に従事される方々の御尽力により、新規感染者数が大きく減少し、先般、政府において緊急事態宣言が解除された。

一方で、影響の長期化も見据え、感染拡大の第2波・第3波に備えた検査体制・医療提供体制の確保や、今なお極めて厳しい状況にある市民の暮らしや事業者の経営への更なる支援は喫緊の課題である。

対策に当たっては、給付などの全国的な課題については、国の責任と財源において対応する必要があるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行う自治体に対する更なる財政支援が求められている。

こうした中、政府において、総額3兆9,114億円の第2次補正予算が成立され、第1次補正予算で1兆円計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が2兆円増額された。

現在、多摩市では第1次交付額を活用し、感染拡大防止対策や市民生活・中小企業等の下支え・支援の政策を実施しているが、いまだ不十分である。そもそも東京都は全国で最も感染者数が多いにもかかわらず、第1次交付額は全国で9番目であった。感染者数を基にすると、東京都及び東京都の市町村への配分は少な過ぎると言わざるを得ない。地域経済活性化のためにも、中小事業者の家賃支援や働く人たちの雇用維持のためにも、配分に当たっては、感染者や交流人口が多く、今後、第2波・第3波が発生した場合に、全国にも大きな影響を与える大都市の状況を踏まえる必要がある。

よって国におかれては、給付などの全国的な課題に対する支援について、国の責任と財源により更なる充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分について、大都市の状況を反映し、今後も更に増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿

議員提出議案第 5 号

新型コロナウイルス感染症に関連する助成金等について
非課税とするよう求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 1 9 日

提出者	多摩市議会議員	松田だいすけ
賛成者	同	安齊 きみ子
同	同	岩崎 みなこ
同	同	しのづか 元
同	同	斎藤 せいや
同	同	三階 道雄
同	同	折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

新型コロナウイルス感染症に関連する助成金等について
非課税とするよう求める意見書

国から給付される特別定額給付金は非課税となっているが、事業者が受け取る持続化給付金に関しては損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないものの課税対象となっている。

また、雇用調整助成金や、都や市区町村が事業者を支給する協力金・支援金等も課税対象となっており、このままでは事業者の実質的な受け取り金額に大きな影響が出ることとなる。

国から給付される特別定額給付金が非課税とされた背景をみると、「最低限の生活の保障」、生存権の保障を謳う憲法第25条に由来するものである。今回の課税対象となる事業者に対する助成金および支援金等は事業者が国や自治体からの自粛・休業要請に応じて支給されるものや、事業継続と再起の糧とするために支給され、事業者や家族および従業員の生活の保障に直結する。これらは新たな事業展開などのために支給される補助金・助成金とは全く性質の異なるものである。

よって、新型コロナウイルス感染症に関連する助成金等について非課税とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 藤原マサノリ

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
国税庁長官 殿